

■ 有機溶剤健康診断の受診方法 ■

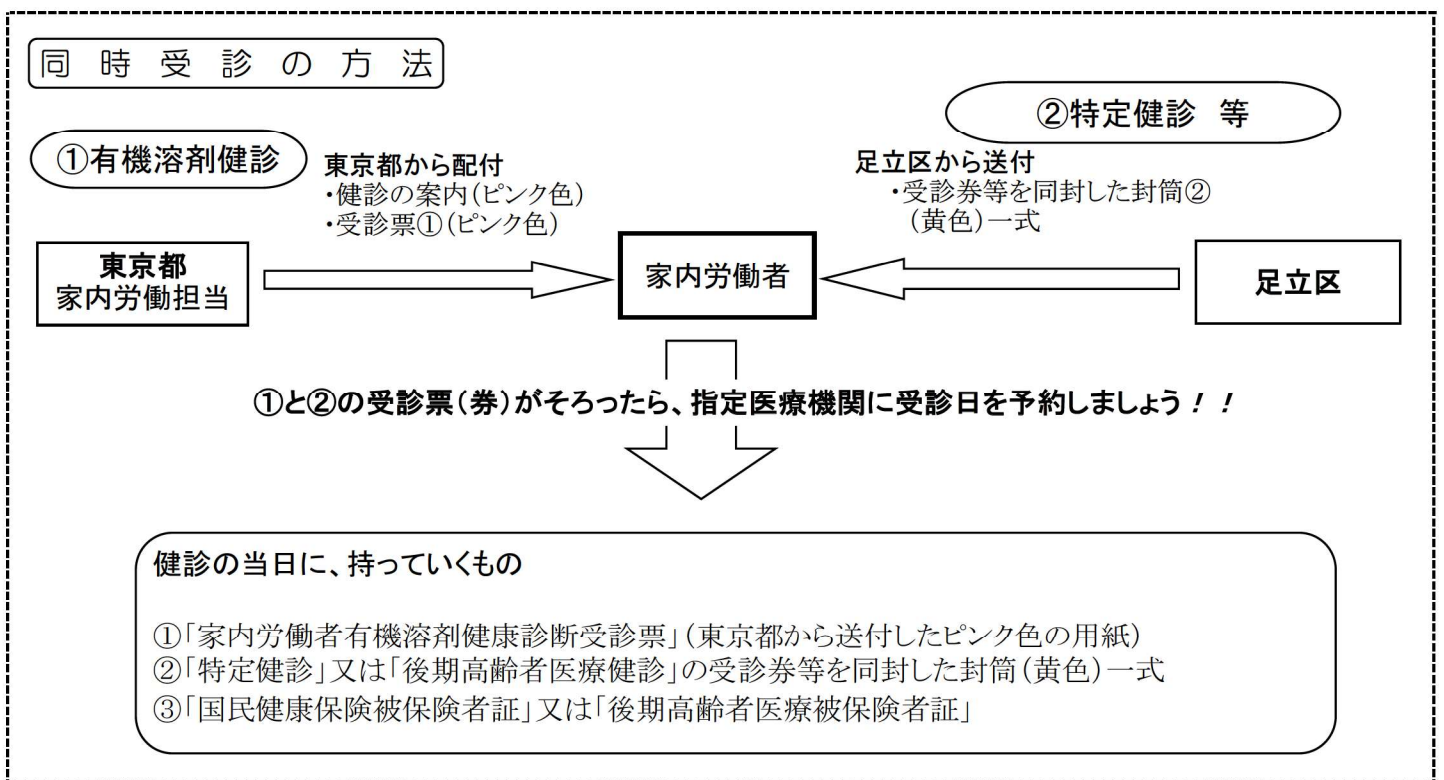
- 40～74歳の足立区国民健康保険に加入している方、75歳以上（65歳～74歳で一定の障がい等により認定された方を含む）の後期高齢者医療制度に加入している方は、「有機溶剤健康診断」を、足立区が実施する「特定健診」、「後期高齢者医療健診」と同時に受診することができます。
- 足立区在住で39歳以下の方及び、他県在住で足立区に作業場のある方（通い職人）は、「有機溶剤健康診断」のみのご案内となります。

	有機溶剤健診(東京都実施)	特定健診(足立区実施)
足立区国民健康保険に加入している 40歳～74歳 の方の 受診方法	<p>有機溶剤健診と特定健診が同時に受診できます。</p> <p style="text-align: center;">同 時 受 診 の 方 法</p> <p>1 同時受診ができるのは、令和6年1月31日までです。</p> <p>2 「有機溶剤健診」と「特定健診」を同時に受診することを「指定医療機関(→p4)」に伝えて、受診日を予約。(同時受診が可能か医療機関に確認をしてください)</p> <p>3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②～③とともに指定医療機関へ持参してください。</p> <p>①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」(東京都から送付したピンク色の用紙)</p> <p>②「特定健診」受診券等を同封した封筒(黄色)一式 (5～6月に足立区から送付されます)</p> <p>③「国民健康保険被保険者証」</p>	
年齢は	別 々 の 受 診 方 法	
令和6年 3月31日現在	<p>指定医療機関(→p4)で、予約してください。</p> <p>上記の期間にかかわらず、 令和6年3月31日まで受診できます。</p>	<p>足立区の「特定健診」を受診してください。</p> <p>5～6月に受診券等が送付されます。</p> <p>受診期間:令和6年1月31日まで</p>

	有機溶剤健診(東京都実施)	後期高齢者医療健診(足立区実施)
後期高齢者医療制度に加入している 75歳以上 (65歳～74歳で一定の障がい等により認定された方を含む) の方の 受診方法	<p>有機溶剤健診と後期高齢者医療健診が同時に受診できます。</p> <p style="text-align: center;">同 時 受 診 の 方 法</p> <p>1 同時受診ができるのは、令和6年1月31日までです。</p> <p>2 「有機溶剤健診」と「後期高齢者医療健診」を同時に受診することを「指定医療機関(→p4)」に伝えて、受診日を予約。(同時受診が可能か医療機関に確認をしてください)</p> <p>3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②～③とともに指定医療機関へ持参してください。</p> <p>①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」(東京都から送付したピンク色の用紙)</p> <p>②「後期高齢者医療健診」受診券等を同封した封筒(黄色)一式 (5～6月に足立区から送付されます)</p> <p>③「後期高齢者医療被保険者証」</p>	
年齢は	別 々 の 受 診 方 法	
令和6年 3月31日現在	<p>指定医療機関(→p4)で、予約してください。</p> <p>上記の期間にかかわらず、 令和6年3月31日まで受診できます。</p>	<p>足立区「後期高齢者医療健診」を受診してください。</p> <p>5～6月に受診券等が送付されます。</p> <p>受診期間:令和6年1月31日まで</p>

	有機溶剤健診(東京都実施)	特定健診等(足立区実施)
足立区在住で	有機溶剤健診が受診できます。	
39歳以下の方、 40～74歳で社会 保険・共済組合 など足立区国保 以外の保険に加入の方の受診 方法	指定医療機関(→p4)で、予約してください。 令和6年3月31日まで受診できます。	受診対象とはなりません。

	有機溶剤健診(東京都実施)	健康診断(お住まいの市町村実施)
他県在住で、	有機溶剤健診が受診できます。	
足立区に作業 場がある方の 受診方法	指定医療機関(→p4)で、予約してください。 令和6年3月31日まで受診できます。	「特定健診」「がん検診」等は、 ご加入の健保組合または、お住まいの市町村に お問い合わせください。



■ 足立区実施の各種検(健)診の問い合わせ先 ■

衛生部 データヘルス推進課 データヘルス推進係 電話03(3880)5601